

健全化判断比率・資金不足比率（令和元年度）

健全化判断比率及び資金不足比率については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成20年4月施行）に基づき作成しています。

◇令和元年度決算に基づく本村の指標と判断基準

【健全化判断比率】				単位：％
指 標	平田村	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率	—	15.00	20.00	赤字ではないため該当なし
連結実質赤字比率	—	20.00	35.00	
実質公債費比率	10.0	25.0	35.0	
将来負担比率	99.3	350.0	/	財政再生基準は設定されていない

本村においては、健全化法の規定による判断基準以上とはなりませんでした。

なお、4つの指標のうちいずれかが早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、4つの指標のうち将来負担比率を除いた指標のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画をそれぞれ定めなければなりません。

○ 実質赤字比率・・・—（黒字）

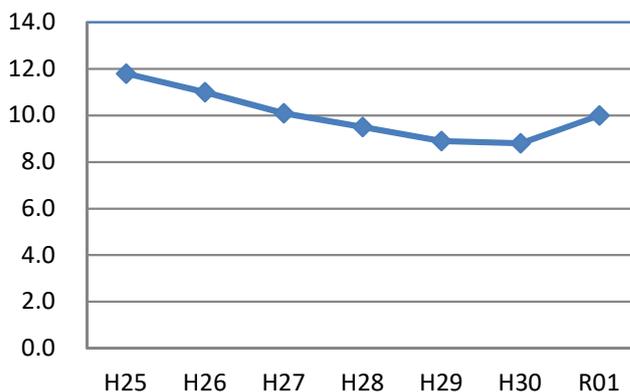
一般会計等の赤字の程度を示す比率で、黒字のため実質赤字比率は生じていません。

○ 連結実質赤字比率・・・—（黒字）

一般会計等に加え、公営企業会計など全ての会計を合算して、村全体（全会計）としての赤字の程度を示す比率で、黒字のため連結実質赤字比率は生じていません。

○ 実質公債費比率・・・10.0%

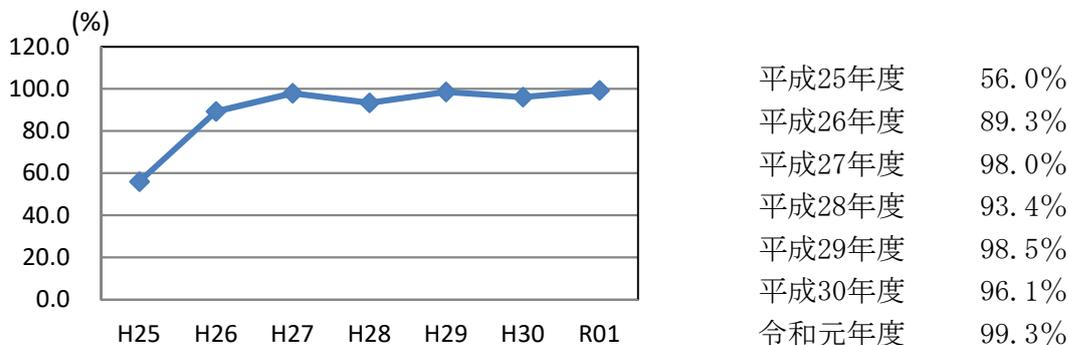
一般会計等（一般会計及び特別会計の全会計に一部事務組合を加えたもの）の支出のうち、地方債の元利償還金やそれに準じた経費が、標準財政規模に対してどれくらいの割合なのかをあらわす比率（3か年平均）です。前年度比で1.2ポイント上昇したものの、依然早期健全化基準(25%)を大幅に下回っています。



平成25年度	11.8%
平成26年度	11.0%
平成27年度	10.1%
平成28年度	9.5%
平成29年度	8.9%
平成30年度	8.8%
令和元年度	10.0%

○ 将来負担比率・・・99.3%

一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）から負債の償還に充てることのできる基金等を控除した額が、標準財政規模に対してどれくらいの割合なのかをあらわす比率です。前年度比で3.2ポイント上昇したものの、依然早期健全化基準(350%)を大幅に下回っています。



【資金不足比率】

単位：%

特別会計名	平田村	経営健全化基準	備考
簡易水道事業	—	20.0	施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業	—	20.0	

公営企業（法適、法非適）ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。